

# 日本政策金融公庫の資金について



# 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）（日本政策金融公庫法の特例）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
  - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
  - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
  - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

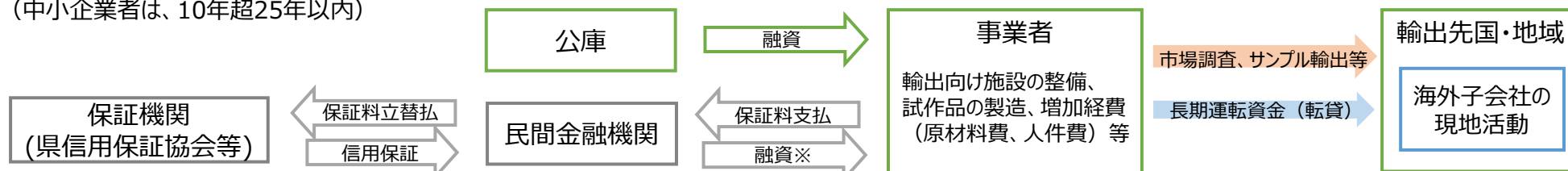
## 資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
  - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用  
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
  - ② 長期運転資金  
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
  - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金  
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）

## 4 償還期限

25年以内（うち据置期間3年以内）

（中小企業者は、10年超25年以内）

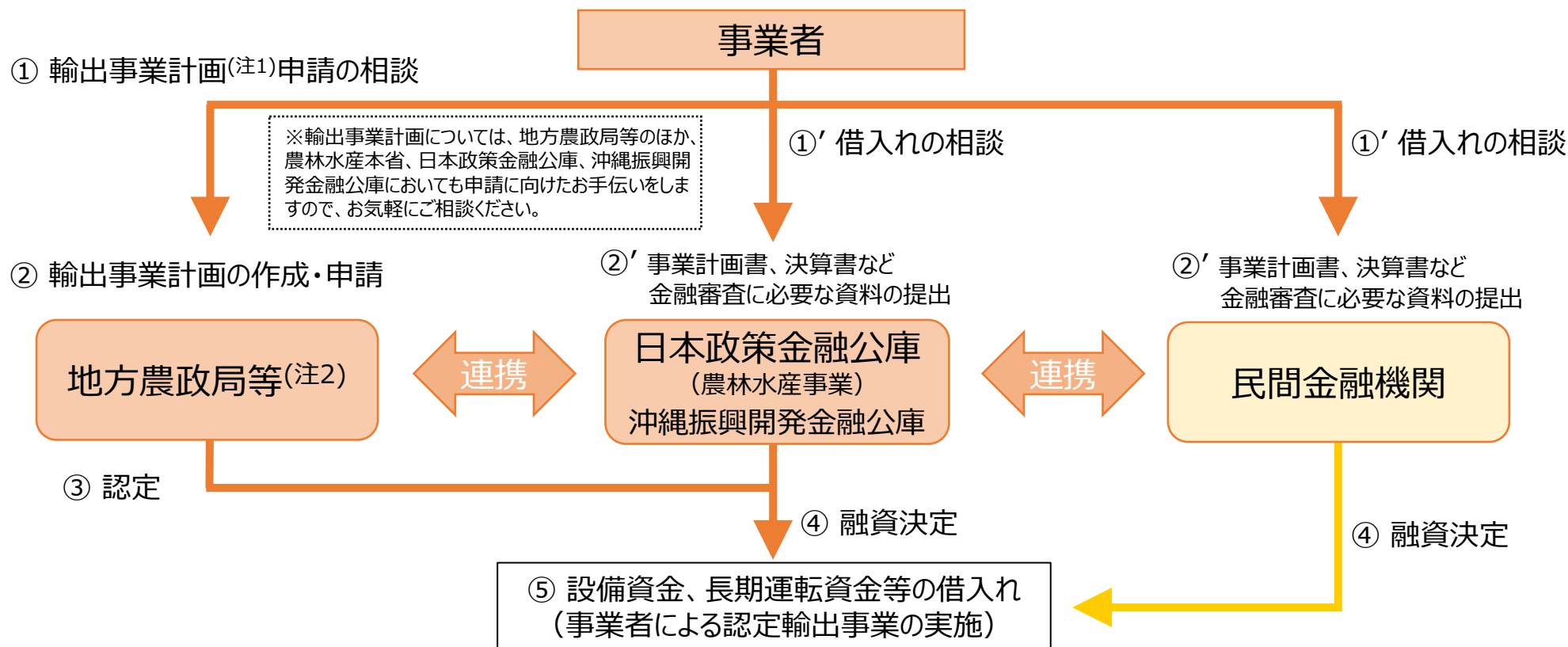


※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の令和4年度予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

# 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入の相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

## フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。